

**令和7年度 客引き行為等の適正化に係る
繁華街対策業務委託
募集要項**

(公募型プロポーザル方式)

この業務に応募される事業者は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

【事前説明会の開催】

事業内容や応募方法に関する説明会を次のとおり開催します。

(当説明会への参加が応募資格となります。)

日時：令和7年1月21日（火曜日） 午前10時00分～正午

【担当部署・お問い合わせ先】

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市市民局区政支援室地域安全担当（細野、和田）

TEL 06-6208-7317 FAX 06-6202-7555

Eメール ca0029@city.osaka.lg.jp

1 業務名称

令和7年度 客引き行為等の適正化に係る繁華街対策業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

令和7年度は、大阪・関西万博が開催予定となっており、万博を契機として、キタ・ミナミ地区に代表される繁華街にも、万博来場者をはじめとした多数の観光客や、万博事業関係者等が訪れると想定され、それに応じて、客引き等迷惑行為者も増加すると考えられる。

誰もが安心・安全に滞在することができるよう、受け入れ環境等の整備にむけて、客引き行為等の適正化に関する条例に基づき指定された、客引き行為等適正化重点地区及び客引き行為等禁止区域において、客引き行為者に対する口頭注意及び来街者に対する啓発活動を行うことで、客引き行為等の抑止に資することを目的とする。

(2) 業務内容

ア 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例及び本業務にかかる研修の実施

イ 繁華街対策員の制服等の調達

ウ 客引き行為者等に対する口頭注意

エ 客引き行為等防止に関する広報啓発活動

オ 業務日誌・業務日報の作成と提出

※ 詳細は別添「仕様書」のとおり

(3) 事業経費（契約上限額）

金104,000,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）を上限とする。

(4) 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

(5) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。

(6) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講ずることがある。

また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(7) その他

本事業は、各委託対象年度に係る大阪市予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとし、予算原案が可決・成立しない場合は、委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しないものとする。

3 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる要件のすべてに該当する者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。（ただし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を受けている場合は、この限りではない）
- (7) 事業実施に当たり統括責任者とする者が「警備員指導教育責任者」の資格を有していること。
- (8) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、次の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 代表者及び構成員は、上記(1)～(6)の要件をすべて満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。
- (9) 本件について、本市が実施する「5-(2)事前説明会」に参加すること。

4 スケジュール

・公募開始	令和6年12月25日（水）
・質問受付締切／事前説明会参加申込締切	令和7年1月15日（水）
・事前説明会（質問回答）	令和7年1月21日（火）
・参加申出関係書類の提出期限	令和7年1月28日（火）
・参加資格決定通知の発送	令和7年2月3日（月）
・企画提案書の提出期限	令和7年2月14日（金）
・プレゼンテーション	令和7年2月下旬(予定)
・選定結果通知	令和7年3月上旬(予定)

5 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付

令和7年1月15日（水）までの土日祝及び令和6年12月30日（月）から令和7年1月3日（金）を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。締切り以降の質問については受付けない。

イ 提出方法

質問票（第1号様式）により、「7(2)提出先」へ提出すること。（ファックス、メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。）

ウ 回答

令和7年1月21日（火）の事前説明会にて回答する。

(2) 事前説明会

ア 日時

令和7年1月21日（火） 午前10時～正午

イ 場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階北東側）第4～6会議室

ウ その他

本業務に関する詳細を説明したのち質疑応答を行う。

エ 申込

令和7年1月15日（水）午後5時30分までに「事前説明会参加申込書」（第2号様式）を、「7(2)提出先」へ提出すること。（ファックス、メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。）

※当説明会への参加が応募資格になりますので、ご注意ください。

(3) 参加申出受付及び参加指名通知

ア 受付期限

令和7年1月28日（火）

※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び平日の午後0時15分から午後1時までを除く）

イ 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申出書（第3号様式）
 - ② 登記事項証明書（現在事項証明書、全部事項証明書のいずれも可。提出日前3箇月以内に発行されたもの又は最新の情報を反映したもの：写し可）（任意団体等で法人登記がない場合は、定款又はその他の規約）
 - ③ 印鑑証明書（提出日前3箇月以内に発行：写し不可）
 - ④ 使用印鑑届（第4号様式）
 - ⑤ 申請内容確認書（実印押印 要）（第5号様式）
 - ⑥ 団体目的等についての誓約書（第6号様式）
 - ⑦ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。）ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
 - ⑧ 直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）但し、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
 - ⑨ 委任状（共同体での申請の場合のみ）（第7号様式）
 - ⑩ 協定書（共同体での申請の場合のみ）（様式自由）
 - ⑪ 「統括責任者」とする者に係る警備員指導教育責任者の資格者証の写し
- ※ 共同体での参加の場合、②～⑧は各構成員分提出すること。
- ※ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記②

～⑤、⑦、⑧を省略できるものとする。(令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている場合はその承認番号)

※ 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

※ 上記⑦及び⑧について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること。

ウ 提出部数

1部

エ 提出場所

「7(2)提出先」まで持参

オ 参加指名通知

令和7年2月3日(月)(予定)付で参加資格決定通知を交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提案できる企画提案書は1種類のみとする。

イ 企画提案書(第8号様式)を使用し、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

ウ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとし、各項目について具体的に記載すること。

- ① 事業に対する考え方(本事業の趣旨及び本市の状況等に関する理解度)
 - ・本事業の趣旨及び本市の状況等を十分に理解し、その内容を踏まえた提案とすること。
- ② 配置計画について(時間、人数、配置態様等)
 - ・本事業を推進するにあたって、適切な実施体制を提案すること。
- ③ 従事者の選定について(経験・資格等)
 - ・本事業を推進するにあたって、必要な経験・資格・経歴・実績等を備えた従事者の選定を提案すること。
- ④ 従事者の監督方法及び責任者の人選方法について
 - ・従事者の業務の監督方法及び業務責任者の人選方法について、適当な手法を提案すること。
- ⑤ リスク管理について(事件・事故等発生時対応及び市民等からの要望・意見・苦情への対応等)
 - ・事件・事故等発生時の対応及び市民等からの要望・意見・苦情等について、対応体制・手法を具体的に提案すること。
- ⑥ 外国人観光客に対する啓発について
 - ・外国人観光客に対する啓発について、適切な方法を提案すること。
- ⑦ 本事業による繁華街対策に関して、想定される課題及び対応について
 - ・本事業による繁華街対策に関して、想定される課題及び対応について、具体的に提案すること。
- ⑧ 効果検証の方法について
 - ・本事業の効果検証について、事業の目的を達成するための適切な効果指標及び検証方法を提案すること。
- ⑨ 経費内訳書
 - ・見積書については、第8号様式「提案項目9経費内訳書について」を使用し、必要事項を記載すること。
 - ・積算根拠(様式自由)については、積算の妥当性が分かるように記載すること。
 - ・主な項目は、人件費、拠点費用、施設運営費、管理費等とし、その他必要な経費

を詳細に記載すること。ただし、飲食費は委託料に含まない。

エ 受付期限

参加指名通知後から令和7年2月14日（金）

※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び平日の午後0時15分から午後1時までを除く）

オ 提出部数

正1部、副（マスクング有）8部

※ マスクング・・・申請団体の商号又は名称（略称を含む）、同団体の所在地、電話番号及びファックス番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）

カ 提出場所

「7(2)提出先」まで持参すること。

キ その他

事業者が特定されないよう、表現に注意すること。

6 選定に関する事項

(1) 選定基準・配点

審査は、事業主旨を踏まえた観点から選定基準と配点を設け、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

1名の選定委員の1企画提案に対する配点（100点を満点とする）

	項目	配点
①	事業に対する考え方（本事業の趣旨及び本市の状況等に関する理解度）	20点
②	配置計画について（時間、人数、配置態様等）	10点
③	従事者の選定について（経験・資格等）	10点
④	従事者の監督方法及び責任者の人選方法について	5点
⑤	リスク管理について（事件・事故等発生時対応及び市民等からの要望・意見・苦情への対応等）	10点
⑥	外国人観光客に対する啓発について	15点
⑦	本事業による繁華街対策に関して、想定される課題及び対応について	15点
⑧	効果検証の方法について	10点
⑨	経費内訳書について	5点

(2) 審査・選定方法

ア 審査・選定は、客引き行為等の適正化に係る繁華街対策業務委託事業者選定会議（学識経験者等有識者により構成）において、審査を行う。

イ 選定委員は（1）審査基準に沿って企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行い、評価点の合計点数が高い事業者を上位とする。

ウ プレゼンテーション

プレゼンテーションは令和7年2月下旬に開催する。

プレゼンテーションに出席できない場合は、選定対象から外れる。

プレゼンテーションの時間及び会場については、後日通知する。

（時間の指定はできないので、予め留意すること。）

※ プレゼンテーション時の追加資料、プロジェクター等の機器類の使用は認めない。

エ 審査の結果、評価点の合計点数が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1)選定基

準・配点」に示す「事業に対する考え方」の得点が高い方を上位とする。なお、選定委員による平均評価点が 70 点に満たない場合は、評価点の合計点数が最も高い事業者であっても、その事業者の提案は採用しない。

オ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知を送付し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、選定結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面を「7(2)提出先」に提出することにより、審査結果の内容についての説明を求めることができる。

7 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）

オ 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所
市民局 区政支援室 地域安全担当（担当：細野、和田）
電話：06-6208-7317 ファックス：06-6202-7555
メール：ca0029@city.osaka.lg.jp